

適切な雑踏警備の実施について

〔 令和 7 年 12 月 24 日
大通達甲（地域）第 8 号
生活安全部長から本部各課・
所・隊長、各警察署長宛て 〕

（概要）

この通達は、雑踏警備を実施するに当たっての基本的考え方及び留意事項について、必要な事項を定めたものである。